

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所的项目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】 注)	注) なお、特に断りのない限り、 本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 8 年 7 月 31 日</u> ） 時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、 本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 8 年 9 月 30 日</u> ） 時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和 8 年 9 月 政令改正に係る改正内容（令和 8 年 9 月 30 日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
4-3-1-2 政令第 19 条	1 法第 66 条第 2 項第 3 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務	1 法第 66 条第 2 項第 3 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条若しくは附則第 22 条若しくは第 29 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務
4-3-1-2(3)①	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

	(平成 14 年法律第 145 号) 第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成 16 年法律第 135 号) 第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号) 第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) の規定に基づき行う業務	構法(平成 14 年法律第 145 号) 第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成 16 年法律第 135 号) 第 16 条<u>若しくは附則第 22 条若しくは第 29 条</u>又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号) 第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) の規定に基づき行う業務
--	---	--